

首都圏都留市会 会則

(名称)

第1条 本会は、首都圏都留市会（以下「本会」という。）と称し、事務局を都留市役所総務部総務課（山梨県都留市上谷一丁目1番1号）におく。

(会員)

第2条 本会は、都留市で生まれ育った者及び都留市ゆかりの者並びに本会の目的に賛同する個人及び法人をもって構成する。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の親睦と交流を図り、ふるさと都留への貢献と郷土の発展に寄与することを目的とする。

2 県人会として新しい魅力を生み、よき人が集いよき活動を展開していく。

3 自らやりがいと情熱を持ち、都留市及び山梨県の発展を念頭においた活動を展開していく。

(事業)

第4条 会員は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 会員相互の親睦に関すること

(2) 郷土の発展及び活性化に関すること

(3) その他、会員の希望及び本会が必要と認めること

(役員)

第5条 本会に、次の役員をおく。

(1) 会 長 1名

(2) 副会長 若干名

(3) 理 事 若干名

(4) 監査役 2名

(5) 事務局長 1名

(6) 会 計 1名

2 本会に、次の役員を置くことができる。

(1) 名誉会長 1名

(2) 顧問・相談役 若干名

(役員を選任)

第6条 理事は、会員の中から選出し、総会にて承認する。

2 会長は、理事会において理事の中から選出し、総会において承認する。

3 副会長及び監査役は、理事の中から会長が選任し、理事会及び総会で承認する。

4 名誉会長及び顧問・相談役は、会員の中から理事会において選任し、総会で承認する。

5 その他の役員は、会長が選任し、理事会及び総会に報告する。

(役員職務)

第7条 役員は次の職務を行う。

(1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。

- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- (3) 会計は、本会の会計事務を処理する。
- (4) 監査役は、本会の会計事務及び業務執行について監査を行い、毎年総会において報告する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

(総会)

第9条 総会は、全会員をもって構成する。

- 2 総会は、会長が議長となり、事業、予算決算、役員、会則、その他重要事項を審議議決する。
- 3 総会の議事は、総会出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(理事会)

第10条 理事会は、役員(名誉会長、監査役及び顧問・相談役を除く。)をもって構成する。

- 2 理事会は、会長が議長となり、総会に付議すべき事項などを審議決定する。
- 3 理事会の議事は、理事会出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(財務)

第11条 本会の運営に要する経費は、会費及びその他の収入などをもって充てる。

- 2 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会費)

第12条 本会の年会費は、法人会費1万円、個人会費2千円とする。

(設立)

第13条 本会の設立年月日は、平成30年2月18日とする。

(委託)

第14条 この会則に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この会則は、平成30年2月18日から施行する。
- 2 発足時の会計年度は、施行日より翌年度の3月31日までとする。
- 3 発足時の役員任期は、翌々年度の総会までとする。

附 則

- 1 この会則は、令和5年10月22日から施行する。